

## 御宿駅エレベーター設置整備事業等促進協議会要綱

令和2年12月9日要綱第22号

(目的及び設置)

第1条 JR外房線御宿駅へのエレベーター設置整備事業等を促進することにより、JR外房線利用者の利便性向上を図るとともにバリアフリー化を円滑に推進し社会福祉の向上に資することを目的として、御宿駅エレベーター設置整備事業等促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 御宿駅へのエレベーター設置整備事業等に向け、その早期実現のための諸活動及び方策の検討

(2) その他目的達成に必要な事業

(委員)

第3条 協議会は、別紙に掲げる委員をもって構成し、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、任期中に異動を生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は町長とし、副会長については協議会の会議において選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問又は参加)

第7条 協議会に顧問又は参加を置くことができる。

2 顧問又は参加は、必要に応じて会長が委嘱する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が必要と認めたときに招集し議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立し、その過半数の同意により決定する。

3 委員が会議に出席した場合は、出席に応じて、その都度報償費3,000円及び交通費相当分を支給する。ただし、公職にあるものについては支給しない。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、協議会に諮り会長が定める。

別紙 （第3条関係）

(1)	町長
(2)	町議会議員
(3)	観光協会代表者
(4)	商工会代表者
(5)	行政区長会代表者
(6)	株式会社西武プロパティーズ代表者
(7)	株式会社千葉銀行御宿支店代表者
(8)	株式会社キャメルゴルフリゾート代表者
(9)	エミタスタクシー南総株式会社代表者
(10)	小湊鐵道株式会社代表者
(11)	利用者代表
(12)	その他町長が特に必要と認める者

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。